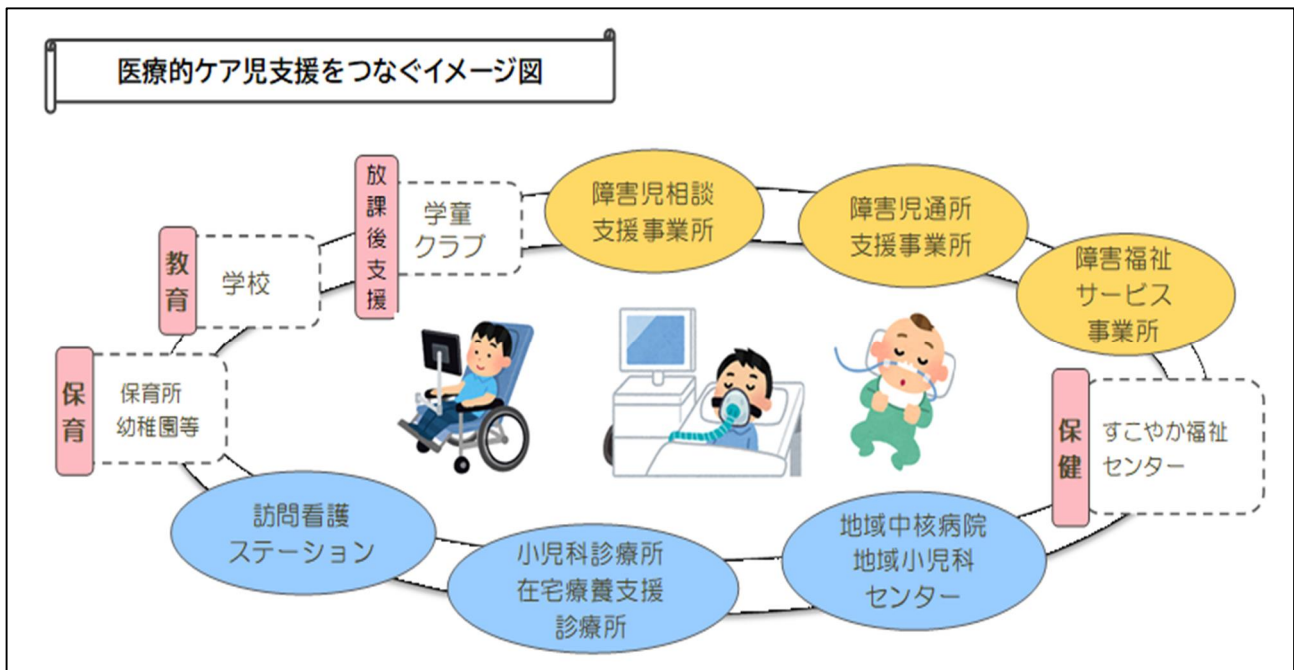


中野区における重症心身障害児や医療的ケア児への支援について



1 医療的ケア児等の把握について

(1) 実態把握の手段について

- ・ 出生時に入院していた医療機関から、退院前に圏域のすこやか福祉センターへ情報提供を受ける。
- ・ 新生児訪問の実施時に、障害状況及び医療的ケアの状況を把握する。
- ・ 障害者手帳や障害福祉サービス、小児慢性特定疾病の医療助成等の相談、申請等により状況を把握する。
- ・ 訪問看護ステーション等の関係機関からの情報提供により把握する。

(2) 現状の把握（暫定値）

	医療的ケア児等 (18歳到達者含む)	うち人工呼吸器使用者
中部圏域	12人	1人
北部圏域	14人	2人
南部圏域	9人	5人
鷺宮圏域	15人	2人
合計	50人	10人

（3）特別支援学校への在籍状況調査

毎年度、都内特別支援学校に対して、個人を特定しないかたちで各学年毎の中野区在住生徒の在籍状況及び医療的ケアの実施について調査している。

（令和5年度調査中）

【参考】調査票

- （1） 中野区在住の方全員について回答をお願いいたします。
（2） 該当する支援の内容欄に○を記入してください。
（3） 障害種別欄は、「知的」「肢体」「発達」から選択してください。（複数の場合は主たるを選択）
障害種別は、手帳を所持していない場合は、障害の状況により○の記載をお願いします。
（4） トイレ介助・食事介助・着脱介助に関しては、見守りや一部介助でも○をご記入ください。
（5） 医療的ケアが必要な生徒については、「2. 医療的ケアの実施について」もご回答ください。

生 番 徒 号	性別	障害種別	車いす 使用	医療的 ケア	排泄 介助	食事 介助	特別食	着脱 介助	行動 障害
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									

2. 医療的ケアの実施について

- （1） 上記表の生徒番号を記入し、実施している医療的ケアに○を付してください。
表の番号は、次の表の医療的ケアが該当します。

医療的ケアの内容（新判定スコアに準じる。）

1 人工呼吸器	8 中心静脈カテーテルの管理
2 気管切開の管理	9 皮下注射
3 鼻咽頭エアウェイの管理	10 血糖測定
4 酸素療法	11 継続的な透析
5 吸引	12 導尿
6 ネブライザーの管理	13 排便管理
7 経管栄養	14 けいれん時の処置

- （2） その他特記事項がある場合は備考欄にご記入ください。

生 番 徒 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	備考（訪問級、食形態等）

2 中野区における医療的ケア児等への主なサービス

提供サービス等	概要
障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）における医療的ケアの実施	区内の障害児通所支援事業所のうち、区立事業所1箇所（定員：児童発達支援5人、放課後等デイサービス10人）、民間事業所1箇所（定員：5人）で、重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れを行っている。
区立障害児通所支援事業所における居宅訪問型児童発達支援の実施	区立障害児通所支援事業所1箇所、医療的ケアを含め重度の障害により外出が著しく困難な子どものため、居宅訪問型児童発達支援を実施している。
重症心身障害児（者）等在宅レスパイトサービス	重症心身障害児（者）や医療的ケア児の健康の保持と介護する保護者の介護負担軽減のため、保護者が指定する時間帯に区が契約した訪問看護ステーションの看護師を派遣し、自宅で医療的ケアを実施する（1回2時間～4時間、年間144時間まで）。
重度障害者（児）等日常生活用具給付事業	在宅の重度障害者（児）に対して日常生活用具を給付しており、給付品目に、電気式たん吸引器やネブライザー、パルスオキシメーター等を含んでいる。また、令和4年度から、人工呼吸器使用者の災害時の非常用電源の確保のため、給付品目に新たに発電機、蓄電池、カーインバーターを追加した。
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病に罹患している在宅生活の子どもに対して日常生活用具を給付しており、給付品目に、電気式たん吸引器やネブライザー、パルスオキシメーター等を含んでいる。
災害時個別支援計画作成（充電ステーション利用）	人工呼吸器等の医療機器を使用しており停電時に生命に危険が及ぶ人に対し、災害時個別支援計画を作成するとともに、災害時に、すこやか福祉センターに設置した充電ステーションで、人工呼吸器等のバッテリーの充電等を行う。
医療的ケアが必要なお子さんの保育	区立保育園3園で、集団保育が可能な医療的ケア児を対象に保育を行っている（各園定員1名）。
認可居宅訪問型保育事業における医療的ケアの実施	主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児で、医療的ケアの必要であり集団保育が著しく困難な子どもに対し、自宅に保育者を派遣し1対1で保育を行う認可居宅訪問型保育事業を実施している。

3 医療的ケア児等の支援体制の充実のために必要な事項

(1) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

中野区では、医療的ケア児等コーディネーターについては、東京都の同研修修了者を対象とした連携の場は設置したものの、区の機関において、研修修了者に対して、コーディネーターとしての明確な位置付けをするに至っていない。

このため、中野区における医療的ケア児等コーディネーターの位置付け及び配置を明確化するとともに、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児支援の活動促進に取り組む必要がある。

(2) 医療的ケア児及びその家族からの相談体制の整備

中野区では、区内4か所のすこやか福祉センターに、子どもの発達に係る最初の相談窓口が設置されており、同センターと、区立療育センターや障害児相談支援事業所が連携する仕組みにより相談支援体制を構築している。

しかし、医療的ケア児等に対する支援のように、特に専門的な知識等が必要となる相談支援においては、窓口を一元化するのが望ましいという考え方もあり、他区においてもそのような取り組みを行っている自治体がある。また、医療的ケア児については、病院のNICU（新生児集中治療管理室）で治療を受けてから退院して地域での生活をはじめるにあたって、病院の医療ソーシャルワーカーが自治体が相談する場合が多くある。この場合、区として誰にとってもわかりやすい窓口を設けることが必要であり、相談窓口の一元化の検討を進める必要がある。

(3) 重症心身障害児や医療的ケア児のための通所施設等の基盤整備について

重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所では、その障害の特性にあった設備等が必要となり、開設にあたっては大きな財政的負担が必要となる。運営においても、看護師等の複数配置や送迎の実施などの体制が求められる。このため、新規事業所の開設が進まず、重症心身障害児や医療的ケア児の保護者等が、子どもの通所先の確保に苦慮する状況がある。

区内では、主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が2か所あるが、さらなる新規事業所の誘導整備などが必要である。

(4) いわゆる「動ける医療的ケア児」への対応について

医療的ケアが必要な子どものなかには、障害が軽度である等から、身体障害者手帳の交付や障害福祉サービスの対象とならない方が含まれる。そのようなお子さんが、医療的ケアの有無にかかわらず、健やかに成長できるよう、ライフステージ毎の支援体制を整備する必要がある。